

## 吹田市指定給水装置工事事業者の指定の更新申請について

【提出書類】（新規指定の申請時と同じです。）

申請時に提出いただく書類	法人 の場合	個人 の場合	チェック 欄
① 指定給水装置工事事業者指定申請書 （様式第1）	○	○	
② 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 （様式第3）	○	○	
③ 機械器具調書 （別表）	○	○	
④ 誓約書 （様式第2）	○	○	
⑤ 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書	○	○	
⑥ 「履歴事項全部証明書」（登記事項証明書） *発行日から3か月以内のもの	○	—	
⑦ 「定款」の写し *余白に原本証明と代表者氏名 （自筆以外は押印も）をお願いします。	○	—	
⑧ 「給水装置工事主任技術者免状」の写し、又は「給水 装置工事主任技術者証（カード）」の写し	○	○	

注 1) ①から⑤の様式及び記入例は吹田市ホームページの「指定給水装置工事事業者の指定の申請等に必要な書類」からプリントアウト出来ます。

注 2) 提出の際、書類漏れなどがないようチェック欄をご利用ください。

注 3) 申請受付日からおおむね2週間後に指定の更新手数料（9,000円）の納入通知書を送付しますので、吹田市水道部出納取扱金融機関等にてお支払いください。

金融機関名などの詳細は納入通知書裏面に記載しています。

\*個人での申請については、上記に加えて「住民票の写し」をご提出していただく場合があります。

**【参考】指定の更新の流れ \*個人の場合は電子申込もできます**

